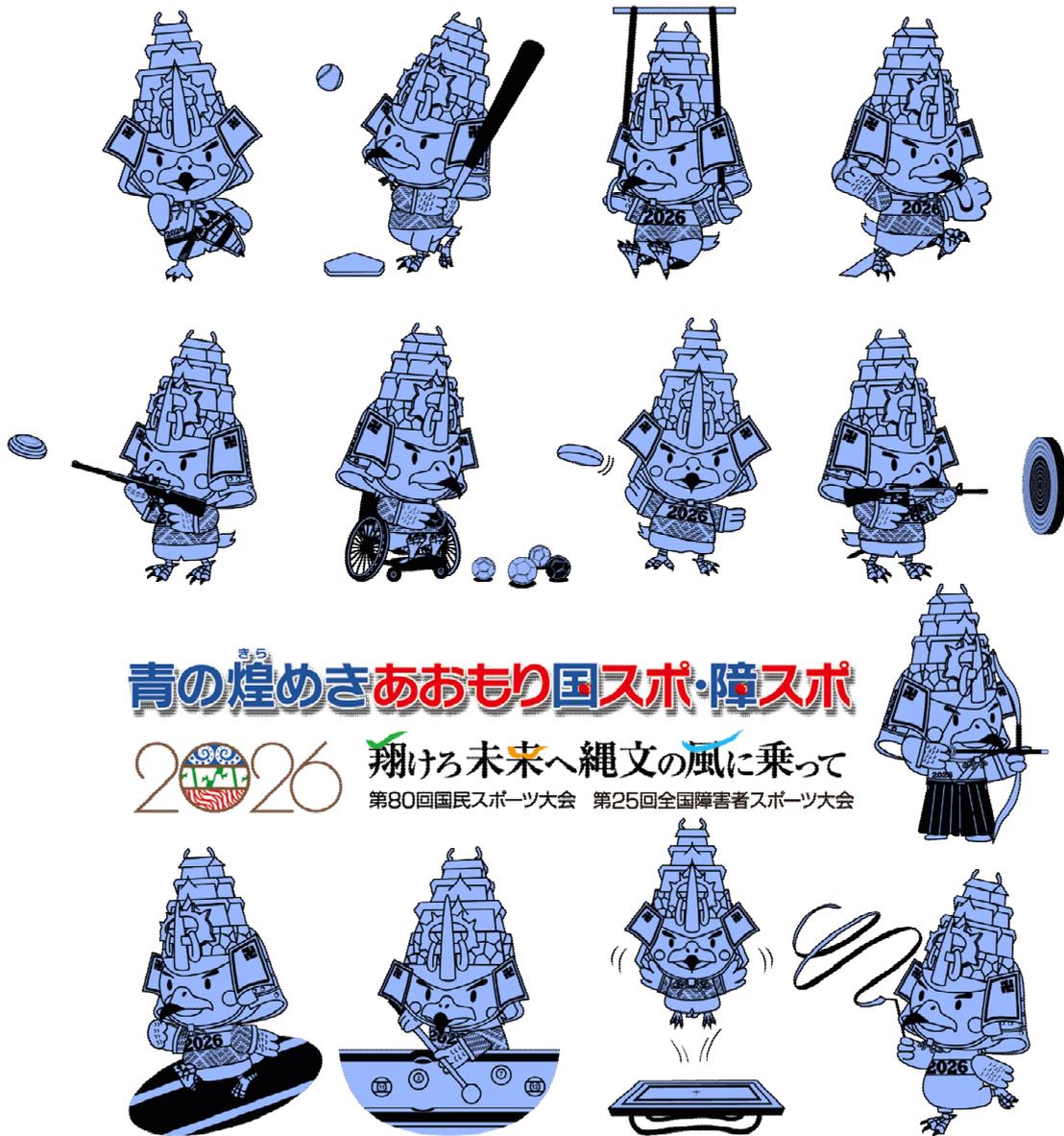


青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会

第4回宿泊衛生専門委員会 別冊資料



日時：令和8年2月5日（木） 午後3時00分から
場所：弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会

第4回宿泊衛生専門委員会 別冊資料

資料1：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則	・・・1
資料2：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会規程	・・・5
資料3：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会宿泊衛生専門委員会名簿	・・・7
資料4：青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）競技会会期	・・・8
資料5：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過	・・・11
資料6：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧） 進捗状況（令和8年1月末時点）	・・・17
資料7：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会 設置要項	・・・21
資料8：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市食品衛生対策要項	・・・22
資料9：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市医療救護要項	・・・24
資料10：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会 委員名簿	・・・27
資料11：弁当調製業務に係る取扱いの変更について	・・・28
資料12：斡旋弁当メニュー開発に係る取扱いの変更について	・・・29
資料13：斡旋弁当メニューの審査方法	・・・32
資料14：斡旋弁当メニュー中間審査及び支給弁当メニュー審査	・・・33
資料15：掛紙デザイン案について（リハ大会分）	・・・34
資料16：掛紙デザインの方針案について（本大会分）	・・・35
資料17：弁当の食品表示について	・・・36
資料18：お品書きについて	・・・38
資料19：本大会における弁当及びお茶の取扱方針について	・・・39

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、弘前市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な実行を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る実行に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び実行のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 弘前市を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、弘前市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に必要な方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
 - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 8 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
 - 9 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがな

いとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の財務及び会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和4年8月23日から施行する。
- 2 実行委員会の令和4年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和5年3月31日までとする。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則（令和4年8月23日施行）第13条第3項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月14日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
宿泊衛生専門委員会名簿

【委員 9名】

◎委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
観光・宿泊 ・衛生関係	公益社団法人 弘前観光コンベンション協会	専務理事	白戸 孝之

○副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市	観光部長	白戸 麻紀子

委員 7名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
観光・宿泊 ・衛生関係	岩木山観光協会	事務局長	小山 伸吉
観光・宿泊 ・衛生関係	弘前市旅館ホテル組合	組合長	木村 知紀
医療・福祉関係	一般社団法人 弘前市医師会	会長	柿崎 良樹
医療・福祉関係	一般社団法人 弘前歯科医師会	地域医療保健 担当理事	松山 貴紀
医療・福祉関係	公益社団法人 青森県看護協会 中弘南黒支部	支部長代行	春口 優紀
医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	石岡 悟
国・県関係	青森県中南保健所	次長	田中 邦治

青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)競技会会期

<本大会>

式典	会場地	式典会場	式典日数	競技日程										
				1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
				10月										
				10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
				土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
総合開会式	青森市	マエダアリーナ	1	●										
総合閉会式			1											●

【正式競技(本会期)】

競技名	種別	会場地	競技会場	競技日数	競技日程										
					1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
					10月										
					10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
					土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
陸上競技	全種別	青森市	カクヒログループアスレチックスタジアム	5						●	●	●	●	●	
サッカー	成年女子	十和田市	十和田市高森山球技場	4		●	●	●	●						
		十和田市	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド	2		●	●								
		五戸町	五戸町ひばり野公園陸上競技場	1		●									
		八戸市	ブライフーズスタジアム	5	●	●	●	●	●						
	少年男子	八戸市	八戸市東運動公園陸上競技場	2	●	●									
		八戸市	八戸市南郷陸上競技場	3	●	●	●								
		十和田市	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド	1	●										
		五戸町	五戸町ひばり野公園陸上競技場	4	●	●	●	●							
少年女子	南郷町	ふるさと運動公園陸上競技場	2	●	●										
	青森市	新青森県総合運動公園テニスコート	4		●	●	●	●							
テニス	全種別	青森市	マエダアリーナ	4		●	●	●	●						
バレーボール	6人制	成年男子	五所川原市	五所川原市民体育館	4		●	●	●	●					
		成年女子	青森市	マエダアリーナ	4		●	●	●	●					
		少年男子	つがる市	伊藤鉱業アリーナつがる	4		●	●	●	●					
		少年女子	八戸市	八戸市東体育館	4		●	●	●	●					
バスケットボール	成年男子	むつ市	むつマエダアリーナ	4						●	●	●	●		
	少年男子	十和田市	十和田市総合体育センター	5						●	●	●	●	●	
	少年女子	三沢市	三沢市国際交流スポーツセンター	5						●	●	●	●	●	
レスリング	全種別	八戸市	FLAT HACHINOHE	4			●	●	●	●					
ウエイトリフティング	成年男子・女子・少年男子	平川市	ひらかわドリームアリーナ	5	●	●	●	●	●						
自転車	トラックレース	男子A・男子B・女子	八戸市	八戸自転車競技場	1	●	(7日~10日)								
	ロードレース	男子A・男子B・女子	階上町	階上町特設ロードレースコース	1		●								
ソフトテニス	全種別	青森市	新青森県総合運動公園テニスコート	4						●	●	●	●		
卓球	全種別	青森市	カクヒログループスーパーアリーナ	5		●	●	●	●	●					
軟式野球	成年男子	青森市	青森県営野球場	2		●	●								
		青森市	ダイシンベースボールスタジアム	4		●	●	●	●						
		三沢市	三沢市民運動広場野球場	3		●	●	●							
		六戸町	六戸町総合運動公園野球場	3		●	●	●							
		おいらせ町	おいらせ町下田公園野球場	1		●									
		六ヶ所村	六ヶ所村大石総合運動公園第三球場	1		●									
馬術	成年男子・成年女子・少年	山形県北村市	山形県馬術競技場	4						●	●	●	●		
フェンシング	全種別	むつ市	むつマエダアリーナ	4	●	●	●	●							
柔道	成年男子・女子・少年男子	つがる市	伊藤鉱業アリーナつがる	3							●	●	●		
ソフトボール	成年男子	八戸市	八戸市長根公園野球場	3							●	●	●		
		八戸市	八戸市東運動公園野球場	2							●	●	●		
	成年女子	弘前市	弘前市運動公園野球場	3							●	●	●		
		弘前市	岩木山総合公園野球場	2							●	●	●		
	少年男子	東北町	東北町南総合運動公園ソフトボール場	3							●	●	●		
		東北町	東北町南総合運動公園野球場	2							●	●	●		
少年女子	三沢市	三沢市南山屋外運動場(A球場)	3							●	●	●			
	三沢市	三沢市南山屋外運動場(B球場)	2							●	●	●			
バドミントン	全種別	黒石市	スポカルイン黒石	4		●	●	●	●						
弓道	近的	全種別	弘前市	青森県武道館	4	●	●	●	●						
	遠的	全種別	弘前市	青森県武道館	3	●	●	●							
剣道	全種別	七戸町	七戸町総合アリーナ	3							●	●	●		
ラグビーフットボール	7人制	成年男子	八戸市	ブライフーズスタジアム	2						●	●			
		女子	八戸市	ブライフーズスタジアム	2						●	●			
	15人制	少年男子	青森市	大進建設スポーツ広場ラグビー場	4						●	●	●		
スポーツクライミング	リード・ボルダー	全種別	青森市	盛運輸アリーナ	3		●	●	●						
カヌー	スプリント	全種別	西目屋村	津軽白神湖特設カヌー競技場	4					●	●	●	●		
空手道	全種別	弘前市	青森県武道館	3							●	●	●		
銃剣道	成年男子・少年男子	三沢市	三沢市国際交流スポーツセンター	3		●	●	●							
なぎなた	成年女子・少年女子	藤崎町	スポーツプラザ藤崎	3							●	●	●		
ボウリング	全種別	八戸市	ゆりの木ボウル	5			●	●	●	●	●				

青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）競技会会期

<冬季大会>

【スケート競技会・アイスホッケー競技会】 ◎：開始式・表彰式、●：競技

式典・競技	会場地	会場	日程											
			1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8		
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
開始式		八戸市公会堂		AM ◎										
表彰式	スケート	YSアリーナ八戸											PM ◎	
	アイスホッケー	YSアリーナ八戸											PM ◎	
スケート	スピード	YSアリーナ八戸							●	●	●	●		
	フィギュア	FLAT HACHINOHE		●	●	●	AM ●							
	ショートトラック	三沢市 三沢アイスアリーナ		●	●									
アイスホッケー	八戸市	テクノアイスパーク八戸・ FLAT HACHINOHE							●	●	●	●	●	
	三沢市	三沢アイスアリーナ							●	●	●	●		

【スキー競技会】 ◎：開始式・表彰式、●：競技、◆：予備ラウンド

式典・競技	会場地	会場	日程				
			2/14	2/15	2/16	2/17	
			土	日	月	火	
開始式			PM ◎				
表彰式	平川市	平川市文化センター				PM ◎	
ジャイアントスラローム	大鰐町	大鰐温泉スキー場		●	●	●	
クロスカントリー		青森あじゃら クロスカントリーコース		●	●	●	
スペシャルジャンプ	鹿角市	花輪スキー場		●			
コンバインド			ジャンプ	◆		●	
			クロスカントリー			●	

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 月 日	経 過 内 容
平成27年 9月18日	青森県知事が青森県議会（平成27年9月定例会）の提出議案説明において、平成37年に開催される第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
10月 9日	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
11月20日	青森県知事、青森県教育長、公益財団法人青森県体育協会会長が、文部科学省及び公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成28年 1月13日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
8月31日	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会
平成29年 4月19日	<u>第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回常任委員会において、第80回国民体育大会会場地市町村第一次内定【体操（競技、新体操）、ソフトボール、弓道、空手道、高等学校野球（硬式、軟式）】</u>
5月24日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会
平成30年 1月15日	<u>第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回常任委員会において、第80回国民体育大会会場地市町村第二次内定【クレール射撃】</u>
7月10日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会
8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会が第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
12月21日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会会場地市町村第四次内定【体操（トランポリン）】</u>
令和 元年 5月28日 ～29日	<u>中央競技団体正規視察【高等学校野球】</u>
6月14日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会会場地市町村第五次内定【ライフル射撃】</u>

年 月 日	経 過 内 容
	<u>【50m/10m・AP、BP・BR】及びデモンストレーションスポーツ会場地市町村第二次内定【マスターズ陸上競技】</u>
6月26日	<u>中央競技団体正規視察【弓道】</u>
7月1日	<u>中央競技団体正規視察【ソフトボール（弘前市分）】</u>
7月26日	<u>中央競技団体正規視察【クレ射撃】</u>
7月29日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会
7月30日	<u>中央競技団体正規視察【体操】</u>
8月29日	<u>中央競技団体正規視察【空手道】</u>
11月6日	<u>中央競技団体正規視察【ライフル射撃（弘前市分）】</u>
令和2年6月1日	青森県知事、青森県教育庁、公益財団法人青森県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会（書面決議）
9月25日	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
10月8日	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定
11月20日	第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会第1回会議
令和3年2月1日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ会場地市町村第四次内定【ビリヤード】</u>
7月9日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会（書面決議）
令和4年3月23日	<u>第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会より会場地決定の通知【フライングディスク、ボッチャ】</u>

年 月 日	経 過 内 容
4月 1日	<u>弘前市健康こども部スポーツ振興課内に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室を設置（専任職員3名）</u>
6月27日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立発起人会を開催</u>
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会
8月23日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立総会・第1回総会を開催</u>
12月21日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回常任委員会において、ソフトボール（成年女子）の競技会場を、【弘前市運動公園野球場、弘前市運動公園多目的運動場】から【弘前市運動公園野球場、岩木山総合公園野球場】に変更</u>
令和 5年 2月14日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回常任委員会を開催</u>
4月 1日	<u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室から国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室へ名称変更</u>
4月25日	<u>中央競技団体正規視察【ライフル射撃（弘前市分）】</u>
7月 5日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催</u>
7月10日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催</u>
7月11日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回競技式典専門委員会を開催</u>
	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回輸送交通専門委員会を開催</u>
7月20日	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の開催地を青森県に決定し、令和8年10月10日（土）～20日（火）の11日間とする会期の決定が承認され、同決定をもって第25回全国障害者スポーツ大会の青森県開催も決定

年 月 日	経 過 内 容
8月18日	<p><u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第2回常任委員会を開催</u></p> <p><u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第2回総会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回総会を開催</u></p>
8月31日	<p>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回総会</p>
9月20日	<p>第25回全国障害者スポーツ大会の会期を令和8年10月23日（金）～26日（月）の4日間とする旨文部科学省およびパラスポーツ協会の承認を得て決定</p>
12月8日	<p>公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において青の煌めきあおもり国スポ競技会会期が決定</p>
令和 6年 2月 5日	<p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回総務企画専門委員会を開催</u></p> <p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催</u></p>
2月13日	<p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回競技式典専門委員会を開催</u></p> <p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回輸送交通専門委員会を開催</u></p>
3月 5日	<p><u>令和5年度日本スポーツ協会第4回国スポ委員会において体操（トランポリン）の会場を【青森県武道館】から【岩木山総合公園体育館】に変更</u></p> <p><u>令和5年度日本スポーツ協会第4回国スポ委員会においてデモンストラーションスポーツ ビリヤードの会場名を【弘前朝日会館マンハッタソックスクラブ】から【朝日会館マンハッタソックスクラブ】に変更</u></p>
5月28日	<p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回総会・第1回常任委員会合同会議を開催</u></p>
5月31日	<p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会14回競技運営専門委員会において競技別リハーサル大会を決定</u></p> <p><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会14回競技運営専門委員会においてデモンストラーションスポーツ競技会会期を決定</u></p>

年 月 日	経 過 内 容
6月 4日	<u>(公財) 日本スポーツ協会令和6年度第1回国民スポーツ大会委員会において、岩木山総合運動公園野球場で開催されるソフトボールの競技会日程を変更</u>
7月29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回総会
8月20日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回総務企画専門委員会を開催</u>
8月26日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会から青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会(空手道)競技日程変更承認通知書受理</u>
9月 5日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回宿泊衛生専門委員会を书面開催</u>
10月16日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会から青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会(トランポリン)競技日程変更承認通知書受理</u>
12月12日	公益財団法人日本スポーツ協会令和6年度第3回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポの総合開・閉会式会場が屋外会場の「カクヒログループアスレチックスタジアム」から、屋内会場の「マエダアリーナ」に変更
12月20日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会において、青の煌めきあおもり障スポ競技別会期の決定
令和 7年 2月 4日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回競技式典専門委員会を開催</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第2回輸送交通専門委員会を開催</u>
2月 6日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第3回総務企画専門委員会を開催</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第3回宿泊衛生専門委員会を開催</u>
3月 4日	<u>(公財) 日本スポーツ協会令和6年度第4回国民スポーツ大会委員会において、クレール射撃競技日程を変更</u>

年 月 日	経 過 内 容
3月 7日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会から青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会（ソフトボール、ライフル射撃、クレール射撃）大会名変更承認通知書受理</u>
5月21日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第3回総会・第2回常任委員会合同会議を開催</u>
5月30日 ～6月 1日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【弓道】（第72回全日本勤労者弓道選手権大会）を開催</u>
6月 8日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【空手道】（第51回青森県少年空手道大会）を開催</u>
6月28日 ～29日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【トランポリン】（第39回東北トランポリン競技選手権大会）を開催</u>
7月20日 ～21日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【クレール射撃】（2025年度夏季本部公式大会②弘前）を開催</u>
7月29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第3回総会
9月 5日 ～7日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【ライフル射撃】（2025年度全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会 兼 全国ジュニアスポーツ射撃競技大会）を開催</u>
9月20日 ～23日	<u>青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会【ソフトボール】（皇后盃第77回全日本総合女子ソフトボール選手権大会）を開催</u>

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）進捗状況

1 概要

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画で規定している年次計画で規定している年次計画（年度別業務一覧）の変更は以下のとおりである。

2 変更内容

総務企画専門委員会

- ①総務企画
- ②財務
- ④市民協働

年度	変更前					
	2021 令和3年度（5年前） 三重県（中止）	2022 令和4年度（4年前） 栃木県	2023 令和5年度（3年前） 鹿児島県	2024 令和6年度（2年前） 佐賀県	2025 令和7年度（1年前） 滋賀県	2026 令和8年度（開催年）
①総務企画 ②財務	県準備委員会との連絡調整		県実行委員会との連絡調整			
		開催推進総合計画策定・進捗管理		大会運営ガイドライン策定	大会実施本部運営マニュアル作成	
	リハーサル大会開催経費検討		企業協賛取組要項策定	協賛の推進		
	開催経費検討			リハーサル大会予算編成	リハーサル大会予算執行・決算	
				開催経費予算編成	開催経費予算執行・決算	
				識別用品整備要項策定	リハーサル大会用識別用品整備	識別用品整備
				遺失物・拾得物取扱要項策定	リハーサル大会遺失物・拾得物取扱実施	遺失物・拾得物取扱実施
				保険加入要項策定	リハーサル大会	保険加入
④市民協働			ボランティア募集要項策定	リハーサル大会ボランティア業務計画策定	ボランティア業務計画策定	ボランティア配置
				ボランティア募集	ボランティア募集・研修会開催	
			市民協働基本計画策定	大会活性化プラン	市民協働の推進	



変更後						
年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	令和3年度（5年前） 三重県（中止）	令和4年度（4年前） 栃木県	令和5年度（3年前） 鹿児島県	令和6年度（2年前） 佐賀県	令和7年度（1年前） 滋賀県	令和8年度（開催年）
①総務企画 ②財務	県準備委員会との 連絡調整		県実行委員会との 連絡調整			
		開催推進総合計画 策定・進捗管理				
	リハーサル大会 開催経費検討		企業協賛取扱 要項策定	協賛の推進		
	開催経費検討			リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会 予算執行・決算	開催経費 予算執行・決算
④市民協働				識別用品 整備要項策定	リハーサル大会用 識別用品整備	識別用品整備
				遺失物・拾得物 取扱要項策定	リハーサル大会遺失 物・拾得物取扱実施	遺失物・拾得物 取扱実施
				保険加入要項策定	リハーサル大会	保険加入
			ボランティア募集 要項策定	ボランティア募集	ボランティア募集	ボランティア配置・ 研修会開催
					リハーサル大会ボラ ンティア配置	
			市民協働 基本計画策定	大会活性化プラン	市民協働の推進	
第5回実行委員会総会（解散総会）大会決算書大会報告書 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催						

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）進捗状況

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	令和3年度（5年前） 三重県（中止）	令和4年度（4年前） 栃木県	令和5年度（3年前） 鹿児島県	令和6年度（2年前） 佐賀県	令和7年度（1年前） 滋賀県	令和8年度（開催年）
市体制・主要行事		国スポ・障スポ 準備室設置 準備委員会設立	日本スポーツ協会・ 文部科学省総合観察 大会開催・会期決定 実行委員会へ移行		中央競技団体 最終観察 リハーサル大会開催	第80回国民スポーツ 大会開催 第25回全国障害者 スポーツ大会開催
準備組織		準備委員会 設立発起人会開催 準備委員会 設立総会・第1回総会 常任委員会開催	準備委員会第2回総 会・実行委員会第1 回総会開催 総務企画専門委員会 設置・開催 競技式典専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催 庁内推進本部設置	実行委員会 第2回総会開催 リハーサル大会 実施本部設置	実行委員会 第3回総会開催 実施本部設置	実行委員会 第4回総会開催
①総務企画 ②財務	県準備委員会との 連絡調整 リハーサル大会 開催経費検討 開催経費検討	開催推進総合計画 策定・進捗管理	県実行委員会との 連絡調整 企業協賛取扱 要項策定	協賛の推進 リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会 予算執行・決算 開催経費 予算編成	開催経費 予算執行・決算 開催経費 予算編成
				識別用品 整備要項策定	リハーサル大会用 識別用品整備	識別用品整備
				遺失物・拾得物 取扱要項策定	リハーサル大会遺失 物・拾得物取扱実施	遺失物・拾得物 取扱実施
				保険加入要項策定	リハーサル大会 保険加入	保険加入
③広報			広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 大会報告書編成 方針決定	大会活性化プラン 実行委員会ホーム ページ開設・運営		大会報告書作成
④市民協働			ボランティア募集 要項策定 市民協働 基本計画策定	ボランティア募集 大会活性化プラン	ボランティア募集 リハーサル大会ボラ ンティア配置 市民協働の推進	ボランティア配置・ 研修会開催
⑤観光・ おもてなし			観光・おもてなし 基本計画策定	大会活性化プラン 案内所及び休憩所等 設置運営要項策定 売店設置要項策定	ガイドブック・観光 ガイドマップ作成 リハーサル大会 歓迎装飾実施 リハーサル大会 案内所及び休憩所等 設置 リハーサル大会 売店設置	ガイドブック・観光 ガイドマップ配布 歓迎装飾実施 案内所及び休憩所等 設置 売店設置

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026		
	令和3年度（5年前） 三重県（中止）	令和4年度（4年前） 栃木県	令和5年度（3年前） 鹿児島県	令和6年度（2年前） 佐賀県	令和7年度（1年前） 滋賀県	令和8年度（開催年）		
競技式典専門委員会	①競技 競技用具整備計画策定調査 競技役員等編成（案）検討 競技会係員・補助員編成（案）検討 リハーサル大会実施検討 デモスポ開催競技選定【県】		競技運営基本計画策定 リハーサル大会開催基準要項策定	競技別実施計画策定 競技用具整備 競技別リハーサル大会実施要項作成	競技別実施要項策定 競技会係員・補助員編成決定・養成 デモスポ実施要項策定 情報通信業務実施要項策定	競技別プログラム作成 競技役員等編成決定・委嘱 競技会係員・補助員の委嘱 デモスポ実施 臨時通信施設架設設置		
		②式典		式典基本計画策定	式典実施要項作成		各競技会開始式・表彰式実施	
		③施設	競技施設整備の実施	施設整備基本計画策定	リハーサル大会会場設置仕様書作成	リハーサル大会会場設置 会場設置仕様書作成	会場設置	
		①宿泊	仮配宿シミュレーション		宿泊基本計画策定		宿泊要項作成	宿泊本部設置 配宿実施
					弁当調達要項策定		リハ大会弁当調達実施	弁当調達実施
宿泊衛生専門委員会	②医事・衛生		医事・衛生基本計画策定 医療救護要項策定	医療救護実施マニュアル策定 リハーサル大会救護所設置計画策定	救護所設置計画策定 リハーサル大会救護所設置	救護所設置		
			食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定	食品衛生対策実施マニュアル策定 環境衛生対策実施マニュアル策定		医事衛生本部設置		
					廃棄物処理計画策定	廃棄物処理実施		
輸送交通専門委員会	①輸送・交通		輸送・交通基本計画策定 輸送・交通実施要項策定 計画輸送シミュレーション 輸送計画調査 駐車場等調査	リハ大会輸送計画作成	リハ大会輸送計画実施 輸送計画作成	輸送本部設置		
		①警備・消防		警備・消防基本計画策定 警備・消防業務実施要項策定	リハーサル大会警備・消防計画策定	警備・消防計画策定 リハーサル大会警備・消防本部設置	警備・消防本部設置	

第5回実行委員会総会（解散総会）
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催
大会決算書
大会報告書

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会
宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項**

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 部会の名称及び役割

名称は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とし、部会が担う調査研究等の役割は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選定に関すること。
- (2) 弁当メニュー及び弁当容器に関すること。
- (3) その他弁当に関すること。

3 その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市医事・衛生基本計画に基づき、全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、食品関係事業者及び市民並びに大会参加者等へ食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 関連施設等に対する監視、指導等

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、宿泊施設、弁当調理施設、食品取扱施設等に対する監視、指導及び検査を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3) 土産食品の衛生対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導等を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

(4) 会場等における食品販売店対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生に関する体制強化を図る。

(5) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じ事故の拡大防止に努めるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時に必要な連絡体制を整備する。

4 講習会等への参加

大会の食品を取扱う責任者等に対し、管轄保健所等が開催する食品衛生講習会等へ積極的に参加するよう依頼する。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける食品衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市医事・衛生基本計画に基づき、大会における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

- ア 各競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。
- イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。
- ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、歯科医師、看護師、保健師、理学療法士等及び競技会係員を配置する。

(3) 救護所の設置期間及び開設時間

- ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。
- イ 開設時間は、原則として競技開始 30 分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて、延長することができる。

(4) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて、医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 救護所における医療救護

- (1) 救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する、もしくは最寄りの医療機関を紹介するなど、適切な処置を講じる。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとする。
- (2) 救護所係員は、医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会の医療救護担当者へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

5 練習会場における医療救護

- (1) 練習会場には、必要に応じて、競技会係員等を配置する。
- (2) 練習会場には、必要に応じて、医薬品等を配備する。
- (3) 練習会場において、傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとする。

6 市実行委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

市実行委員会主催の大会関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。

7 宿泊施設における医療救護

- (1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、市実行委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。

- (2) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

- (1) 競技会場及び練習会場での応急処置にかかる経費は、市実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者は、健康保険証を提示して受診した場合は、医療費の本人負担分を、提示しないで受診した場合は、医療費の全額を医療機関へ支払う。

10 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者への対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関等に対して、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、医療救護体制について周知を図る。

11 事後処理

救護所等の医師、歯科医師、看護師、保健師、理学療法士等は、業務にあたり、相互に連絡調整を図り、所定の事項を記載した書類を、当日業務終了後速やかに実施本部に提出する。

12 県実行委員会等への報告

- (1) 市実行委員会は、大会期間中、選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者等に入院患者や重大事故が発生した場合は、県実行委員会に報告することとする。
- (2) 市実行委員会は、全競技終了後、取扱傷病者一覧表を県実行委員会に提出する。

13 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護においても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける医療救護については、県実行委員会が主体となって実施する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会

宿泊衛生専門委員会 弁当部会 委員名簿

役 職 名	団 体 名	職・氏名
部 会 長	弘前仕出し商組合	監事 秋田 和寛
副 部 会 長	弘前市	観光部観光課 課長 早坂 謙丞
委 員	弘前料理飲食業組合	監事 武林 正書
委 員	公益社団法人 青森県栄養士会弘前地区会	運営委員長 佐藤 史枝
委 員	弘前食品衛生協会	副会長 葛西 静男
委 員	柴田学園大学	生活創生学部 健康栄養学科 講師 花田 玲子

弁当調製業務に係る取扱いの変更について

1 変更理由

米の流通とともに米価格の下落を期待していたが、上昇ぎみに高騰が続き、今後の国の備蓄米放出による下落が期待されているが不透明である。また、今後もインバウンドの増加による外食産業の拡大が想定され、米価格は一定程度高止まりになることが想定される。したがって、弁当価格の値上げ等の対応を図るものである。

2 変更内容

①弁当価格の変更（増額）

弁当価格を以下のとおり増額する。増額にあたり、納品価格＝販売価格であることから、弁当料金徴収の事務負担を考慮し、税込価格とする。

弁当の種類	変更前	変更後	差額
幹旋弁当	1,000 円 (税抜)	1,100 円 (税込)	+20 円
支給弁当	800 円 (税抜)	900 円 (税込)	+36 円

②お茶の調達

弁当調製施設のお茶発注に係る事務負担軽減のほか、お茶代を弁当価格に含めないことにより、弁当メニューの充実を期待するもの。なお、お茶は市実行委員会にて一括で調達し、提供する。

内容	変更前	変更後
調達者	弁当調製施設	市実行委員会
弁当料金に	含む	含まない

③冷蔵車の借用に係る費用負担

冷蔵車の借用について、当初は事業者が各自借用するものとしていたが、市実行委員会がまとめて借上げ、運用する形とするもの。なお、事業者にはレンタル料（保険料込）の部分のうち、約3分の1を負担いただくこととし、燃料費については市実行委員会が負担することとしたい。

前述の米価格の高止まりのほか、理由として以下の2点が挙げられる。

- (1) 弁当保管時の温度管理（10℃以下）が必要であり、競技会場に冷蔵車等を待機させる必要があることから、弁当移し替えの手間や移し替え時の落下リスクを回避するため、配達で使用した冷蔵車をそのまま現場に待機させることとしたいため。
- (2) 県内の冷蔵車の保有台数が少なく、市実行委員会がまとめて借りることとした方が運用しやすいため。

（参考見積額）

車種	県内保有台数	レンタル料（1日、保険込）	弁当調製施設負担額
軽冷蔵車	5	¥7,370/台	¥2,500/台
2t	6	¥12,650/台	¥4,500/台
2t ロング	12	¥14,850/台	¥5,000/台

※弁当の数や会場での冷蔵保存のための現場待機の必要性により、複数台の借用が必要な場合がある。

※料金は令和7年2月時点。実際に借りる時期によって金額が変更となる可能性あり。

※自社所有の冷蔵車の使用を妨げるものではない。

斡旋弁当メニュー開発に係る取扱いの変更について

令和6年10月29日付け青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会宿泊専門委員会第1回弁当部会において審議した斡旋弁当メニュー開発について、以下のとおり変更するもの。

1 変更理由

斡旋弁当メニューの選定方法について、弁当調製施設より他施設とレシピの共有をすることに抵抗感があるとの意見をいただいたことから、各弁当調製施設1種類ずつの計5種類の案に変更し、他施設と共有しない方法に変更するものである。また、弁当価格の値上げ等の対応を図ることから、以下のとおり内容を変更しようとするものである。

2 変更内容(項目の番号及び名称は別紙「斡旋弁当メニューの開発について」に対応)

2. 依頼内容①

- ・「5種類のメニューを作成する」を「7種類のメニューを作成する」に変更する。
- ・「うち2つを柴田学園大学、残りの3つを弁当調製施設に選定された事業者依頼する」を「うち2つを柴田学園大学、残りの5つを弁当調製施設に選定された事業者依頼する」に変更する。

2. 依頼内容④

- ・「販売価格 1,000 円 (税別)」を「販売価格 1,100 円 (税込)」に変更する。
- ・「お茶 (180ml・紙パック)、」を削除する。

4. その他

- ・「販売価格 800 円 (税別)」を「販売価格 900 円 (税込)」に変更する。
- ・「お茶 (180ml・紙パック)、」を削除する。

斡旋弁当メニュー開発について

国スポ開催時には、全国から各都道府県を代表する選手の方々が来県されることから、選手の健康・コンディションの維持に大きくかかわる食事の提供については重要な事項の1つとなっており、先催自治体においても独自の趣向を凝らし、郷土色豊かな魅力的な弁当が提供されているところです。

当市においても、市実行委員会内に設置した宿泊衛生専門委員会で定めた「宿泊基本計画」において、大会参加者に対し栄養バランスを考慮した郷土色豊かな食事を提供することとしており、この機会を弘前の食の魅力を発信する絶好の機会ととらえ、皆様のご協力をいただきつつ魅力的な弁当メニューを開発するとともに、関係者の皆様への国スポ開催の周知、気運醸成につなげていきたいと考えております。

つきましては今後の斡旋弁当メニュー開発について、以下の方針で進めていきたいと考えております。

1. メニュー開発依頼先について

栄養学やフードマネジメントを専門的に取り扱う生活創生学部を有する柴田学園大学と、弁当調製施設に選定された事業者に依頼する。

2. 依頼内容

- ①当市開催競技で一番長い競技会（高等学校野球）が5日間であることから、日替わりで提供するために~~5種類~~7種類のメニューを作成することとし、うち2つを柴田学園大学、残りの~~3~~5つを弁当調製施設に選定された事業者に依頼することとする。
- ②弘前市および青森県の食材を積極的に活用し、弘前市及び青森県の食の魅力を感じるメニューとする。
- ③厚生労働省「日本人の食事摂取基準（2025年版）」や農林水産省「食事バランスガイド」などを参考に栄養量、栄養バランスに配慮したメニューとする。
- ④販売価格 ~~1,000円（税別）~~1,100円（税込）を想定したメニューとする。（~~お茶~~
~~（180ml）紙パッチ~~）、割り箸、お手拭き、持ち運び用ビニール袋を含む）
※容器（外箱もしくは掛け紙含む。ただし、バラやグルメカップなどは除く）は市実行委員会から提供するため、販売価格には含まない。

3. メニューの決定について

提出されたメニュー案について試食会を実施し、決定する。

4. その他

支給弁当については、販売価格 ~~800円(税別)~~900円(税込) (弁当容器を含む。また、~~お茶(180ml・紙パック)~~、割り箸、お手拭き、持ち運び用ビニール袋を含む) を想定したメニューを日替わりで提供する。

弁当の内容は弁当調製施設の自由とし、幹旋弁当メニュー案作成依頼時に支給弁当のメニュー案についても5日分 (~~800円(税別)~~900円(税込) 相当であれば既存のメニューでも可) 依頼することとしたい (支給弁当分について、試食会は実施しない)。

斡旋弁当メニューの審査方法

斡旋弁当メニューの審査方法について、以下のとおりとする。

○審査方法

- ・中間審査（書類審査）、最終審査（試食会）の2回審査を行うものとする。
- ・不作や仕入れ先の倒産などによる原材料費の高騰などやむを得ない状況に柔軟に対応できるようにするため、提案いただいたすべての案を斡旋弁当メニューとして採用し、各メニューに対する改善要望意見をいただくものとする。

○評価の観点

以下の4項目の観点から審査を行い、改善要望意見を集約するものとする。

	内容
①	青森・弘前らしさが感じられるメニューか
②	栄養について、栄養基準量に大きな過不足がなく、バランスに配慮しているか
③	内容量やメニューに満足感を感じる内容となっているか
④	食材を生かした彩りや盛付に配慮されているか

○決定までの流れについて

①中間審査（書類審査）…本日

各弁当調製施設及び柴田学園大学からご提案いただいたメニュー案について、上記の評価の観点に基づいた書類審査を行い、最終審査に向けた改善要望意見を付して各弁当調製施設及び柴田学園大学にフィードバックすることとする。

※柴田学園大学のメニューは、実際に調製する弁当調製施設の意見もヒアリングし、フィードバックすることとする。

②最終審査（試食会）…6月の弁当部会での開催を予定

改善後のメニューについて、試食会を行い決定することとする。

審査委員からいただいた意見については、必要に応じて弁当調製施設に改善を依頼するものとする。

※最終審査にあたり、弘前市長を審査委員に加えることとします。

○その他

最終決定後にやむを得ない理由により、弁当調製施設からメニュー変更の申し出があった場合、軽微な変更は事務局の判断により認めることとし、主菜の変更やメニューの大半を超える大幅な変更については再度書類審査を行うこととする。

斡旋弁当メニュー中間審査及び支給弁当メニュー審査

1. 斡旋弁当メニュー中間審査

各弁当調製施設及び柴田学園大学からご提案いただいたメニュー案について、下記「評価の観点」に基づいた書類審査を行い、最終審査に向けた改善要望意見を付して各弁当調製施設及び柴田学園大学にフィードバックすることとする。

※柴田学園大学のメニューは、実際に調製する弁当調製施設の意見もヒアリングし、フィードバックすることとする。

○評価の観点

以下の4項目の観点から審査を行い、改善要望意見を集約するものとする。

	内容
①	青森・弘前らしさが感じられるメニューか
②	栄養について、栄養基準量に大きな過不足がなく、バランスに配慮しているか
③	内容量やメニューに満足感を感じる内容となっているか
④	食材を生かした彩りや盛付に配慮されているか

2. 支給弁当メニュー審査

第1回弁当部会において、「弁当の内容は弁当調製施設の自由」としているため、5日間のメニューに大きな偏り（同じメニューが何日も続くなど）や、販売価格（税込900円）に大きく満たないような内容でない限りは変更せず、このまま決定する。

掛紙デザイン案について（リハ大会分）

令和7年9月に開催する、青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会（ライフル射撃競技・ソフトボール競技）にて提供を開始する幹旋弁当用の掛紙のデザインについて、以下のとおりとする。

青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会
リハーサル大会の幹旋弁当用掛紙デザイン案



→ 周辺地域の観光情報はコチラ



← 弘前市内の観光情報はコチラ

弘前市のシンボルである弘前城天守と岩木山と桜と一緒に見える景色を上空から写したイラストです。国指定史跡の弘前城跡（弘前公園）では、毎年4月中旬から5月上旬に弘前さくらまつりが開催され、国内外から多くの観光客が訪れます。天守は現在、約100年ぶりの石垣修理工事に伴い曳家工法によって本丸内部に移動しており、2026年晩秋には、再び曳家工法により元の天守台上（イラストの位置）に戻る予定です。



本イラストは有限会社アサヒ印刷が事務局を務める
津軽ひろさきマーケティング委員会の



ひろさき*ひとまち百景

より提供いただいたものです。

SNS 続々更新中！！

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会 Instagram はコチラ→



@HIROSAKI_KOKUSPO2026

※持ち帰らず、なるべく早くお召し上がりください。



のし紙
容器底紙



容器：PS
OPS、HIPS



アルミカップ

掛紙デザインの方針案について（本大会分）

青の煌めきあおもり国スポ本大会においては、日本スポーツ協会の協賛制度「JSPO SAPプログラム（JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム）」の運用により、競技会場内での広告表示・企業名の掲出について厳しく制限される（※）ことから、リハ大会用の掛紙とは別途デザインを作成することとし、その方針については以下のとおりとする。

※日本スポーツ協会が認めたスポンサー以外の広告表示・企業名の掲出を行った場合、掲出を行った市町村や企業が損害賠償の対象となる場合がある。（アンブッシュマーケティング）

<本大会用掛紙の作成方針>

- ・弘前市の観光資源を PR する内容とする。
- ・リハ大会用の掛紙で使用予定の「ひろさき❀ひとまち百景」のイラストを描き下ろしているイラストレーターに新規デザインの描き下ろしを依頼する。
- ・アンブッシュマーケティングとならないよう、日本スポーツ協会及び県実行委員会とデザイン案を事前に共有して調製することとする。

弁当の食品表示について

1. 概要

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）において、弁当は加工食品に分類され、原則として食品表示基準に基づく食品表示を行うことが義務付けられている。また、青の焔めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める「青の焔めきあおもり国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領（以下「県要領」という。）」においても、別途食品表示の規定がある。

したがって、国スポに係る斡旋弁当・支給弁当の表示方法について、前述の基準や要領を遵守するための当実行委員会の方針を決めるとともに、弁当調製施設に対して、食品表示の協力を求めることとする。

2. 食品表示基準及び県要領で定める食品表示の項目の整理（参考資料 1、2、3を参照）

項目	食品表示基準	県要領	事務局案
名称	○	○	○
保存方法	○	○	○
消費期限	○	○（時刻も表示）	○（時刻も表示）
原材料名	○（※1）	○	○
添加物	○	○	○
内容量	○（※1）	—	—
栄養成分の量及び熱量	○（※1）	—	—（※8）
食品関連事業者の名称・住所	○（※1）	○	○
製造所の所在地・製造者の名称	○	○	○
アレルギー	○（※2）	○	○
L-フェニルアラニン化合物を含む旨	○（※3）	—	○
指定成分等含有食品に関する事項	○（※4）	—	○
特定保健用食品に関する事項	—（※5）	—	—
機能性表示食品に関する事項	—（※5）	—	—
遺伝子組換え食品に関する事項	○	○	○
乳児用規格適用食品	—（※6）	—	—
原料原産地名	○（※1，7）	○（原料米産地）	○（原料米産地）
原産国名	○（※1）	—	—

※1：食品表示基準第5条（義務表示の特例）により、表示を省略できるもの

※2：特定原材料を原材料とする加工食品及び特定原材料に由来する添加物を含む食品に表示義務有

※3：アステルパームを含む食品に表示義務有

※4：健康被害状況等の観点から「特別の注意を必要とする成分又は物」が含まれるものに表示義務有

※5：条件を満たす場合に表示ができる規定であるため、表示不要として取り扱う

※6：乳児を対象に販売・配布するものではないため、表示不要として取り扱う

※7：国内で製造した全ての加工食品及び重量割合1位の原材料が表示義務有

※8：推定値を弁当調製施設に共有し、表示するかどうかは弁当調製施設の判断に委ねる

＜考え方＞

- ・原則は食品表示基準に準じた表示を求めることとするが、省略可能な項目は省略することとする。
※弁当調製施設の判断により、記載することを妨げるものではない。
- ・ただし、県要領において表示が求められているものについては、県要領に従い表示する。
※アレルギー、L-フェニルアラニン化合物、指定成分等含有食品に関する事項、遺伝子組換え食品については含まれる場合のみ記載するものであることから、全く含まない場合は表示しない。
- ・栄養成分表示及び熱量については、県要領では記載必須とされていないものの、中南保健所から「省略した場合も問合せに備え、弁当調製施設は内容を把握しておく必要がある」と意見があった。そのため、弁当調製施設には推定値を共有し、ラベル表示するか、表示をせずに問合せに個別対応するかは各施設の判断に委ねることとする。

3. その他

今回の決定については、市実行委員会の方針を示すものであり、個別具体的な記載方法については、必要に応じて、所管の中南保健所への相談を促すこととする。

お品書きについて

1. 概要

国スポの各競技会開催時に販売される斡旋弁当においては、その献立だけにとどまらず、使用されているご当地メニュー及び特産品である原材料の紹介などを行い、全国から来会する選手・監督等に向け開催市町村のPRにつなげている事例が多く見受けられる。

一方、全くお品書きを提供しない事例や、紙媒体での提供ではなく、QRコードにより、webページに掲載されているお品書きに誘導する事例も見受けられる。

先催事例を踏まえ、課題等を整理した上で、当市実行委員会として、お品書きの作成・提供方針を次の通り定めることとする。

2. 先催事例の整理（写真等資料については第2号報告の資料を参照）

①紙媒体でお品書きを提供する事例

<メリット>・弁当とセットで配布するため、目を通してもらいやすい

<デメリット>・メニューごとに作成するため、作成コストが高く、ロスが多い

・作成枚数を確定できるのが、組み合わせ抽選後（会期1か月～2週間前）となり、準備期間がかなり短い

・弁当箱に同梱する手間がかかる

②弁当の掛け紙に記載したQRコードでwebページに誘導する事例

<メリット>・データを掲載するため、印刷コストや紙の無駄を抑えられる

<デメリット>・QRコードにアクセスする手間がかかる

③全く提供しない事例

<メリット>・手間もコストもかからない

<デメリット>・ご当地メニューや特産品などを使用したメニューでもPRにつながらない

3. 事務局案

②の案を採用し、記載内容については先催事例に倣い、献立のほか、ご当地メニューや原材料として使用されている特産品を紹介する内容とする。

本大会における弁当及びお茶の取扱方針について

●概要

青の煌めきあおもり国スポリハーサル大会で明らかとなった課題を踏まえ、本大会における弁当調達までに方針を決定すべき事項について、対応方針を整理するもの。

<本大会における弁当調達までに方針を決定すべき事項>

- ①競技会係員（市職員）分の弁当及びお茶の取扱いについて
- ②競技会場またはそれに隣接する施設以外に配置されるスタッフ分の取扱いについて
- ③荒天等による中止日、中止日が発生したことにより生じる予備日の取扱いについて
- ④斡旋弁当の注文及び個数変更期限及びキャンセル料について

●方針（案）

①競技会係員（市職員）分の弁当及びお茶の取扱いについて

課 題	リハーサル大会において、競技会係員（市職員）分の弁当を職員の自己負担としたところ、実行委員会の予算と分けて受注・精算する必要が生じたことから、事務が煩雑になった。
対 応 案	競技会係員（市職員）分の弁当及びお茶を市実行委員会から支給する。
理 由	市の他イベントにおいて弁当支給事例があるため、その例により支給する。 （※予算成立が条件）
メリット	・支給弁当の注文を一本化できるため、事務簡素化に寄与する。 ・職員からの預り金管理の事務負担や紛失・盗難リスクがなくなる。
デメリット	・弁当及びお茶支給に係る経費が必要になる。

②競技会場またはそれに隣接する施設以外に配置されるスタッフ分の取扱いについて

課 題	競技会場またはそれに隣接する施設以外に配置されるスタッフに対し、冷凍車で弁当を配布して回ることが難しいため、昼食支給方法について検討する必要がある。
対 応 案	昼食及びお茶代として1人当たり1,000円を支給することも可とする。 ※支給方法については、競技団体等と協議の上、決定する。
理 由	市の他イベントにおいて弁当支給事例があるため、その例により支給する。 （※予算成立が条件）
メリット	・配達人員・車両・資材（クーラーボックス・保冷材）の確保が不要である。 ・配置されたスタッフが現場の状況に応じて自由に昼食を調達できる。
デメリット	・昼食及びお茶代の支給事務が生じる。 特に急遽参加・欠席となった人員に対する支給額の増減対応が必要である。

③荒天等による中止日、中止日が発生したことにより生じる予備日の取扱いについて

課 題	<p>荒天等による中止日には、動員不要となるスタッフ分の支給弁当が相当数余るほか、幹旋弁当についても中止日以前に受注済であることから、事前に対応方針を決めておく必要がある。</p> <p>また、中止日の発生に伴い生じる予備日には、大量の支給弁当調達が必要になるほか、幹旋弁当の追加注文についても、問合せがあることが想定されるため、事前に対応方針を決定する必要がある。</p>
対 応 案	<p>●荒天等による中止日の取扱い</p> <p>原則として、幹旋弁当・支給弁当ともに弁当引換所で弁当を配布する（競技会係員分の弁当については市役所で配布）。ただし、地震等の大規模災害または警報級の荒天により中止となり、かつ、弁当引換所を開設できない場合は弁当の配布を行わない。</p> <p>●中止日が発生したことにより生じる予備日の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給弁当の配布対象者については、弁当及びお茶代として1,000円支給する。 ・幹旋弁当については、追加注文を受けず各自調達とする。
対応の 例外規定	<p>●荒天による中止日の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトボール競技は納品場所を集約し、はるか夢球場のみで配布する。 ・クレール射撃競技は会場へのアクセスが容易ではないため、市役所で配布する。 ・幹旋弁当について、注文状況に応じて、弁当引換所を開設するより宿舍へ配布する方が負担とならない場合、市実行委員会事務局職員が配達する。 ・その日の競技開始時間を過ぎた後に中止が決定した場合、上記例外対応を行わず、対応案どおりの対応とする。
理 由	<p>大量の弁当発注であるため、急なキャンセルや追加注文等の変更が、事前に原材料の仕入れや調理を行う弁当調製施設の大きな負担となる。この負担をできるだけ軽減すべく、イレギュラーな対応を可能な限り排除するため、予備日の弁当調達を行わないこととし、弁当及びお茶代の支給により対応するもの。</p> <p>また、中止時にも可能な限り、調製済み弁当を配布することで、フードロス削減につなげるもの。</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・中止日にできるだけ弁当を配布することにより、フードロスが減る。 ・予め予備日には受注しないと決めることで、急かつ大量の発注調整がなくなる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食及びお茶代の支給事務が生じる。 ・予備日対応しないことにより、選手・監督等の昼食調達が不便になる。

④ 斡旋弁当の注文及び個数変更期限及びキャンセル料について

課 題	これまでの国スポでは負け帰りや荒天による中止に伴い、キャンセルや変更が多く生じているため、事前にキャンセル期限やその料金について定める必要がある。								
対 応 案	<p>原則として、以下のとおりとする。ただし、弁当調達事業者が取り扱う予約システム上対応できない内容がある場合は別途検討する。</p> <p>●注文・変更・取消期限：競技会の開催期間に応じて、市実行委員会が任意（概ね大会初日の1か月前）に設定する。また、申込締切日以前でも代金入金後の注文者都合の変更・取消は不可とする。</p> <p>●キャンセル料：入金後のキャンセルは原則として、いかなる理由でも100%とする。ただし、次の場合は以下のとおり返金する。</p> <p>(1)大規模災害や警報級の荒天等により大会が中止になり、かつ、市実行委員会が弁当引換所を開設できなかった場合</p> <table border="1" data-bbox="705 768 1402 981"> <thead> <tr> <th>中止決定時期</th> <th>返金率 (別途振込手数料を差し引く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁当提供8日前まで</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>7日前～前日午前</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>前日午後以降</td> <td>返金なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)負け帰りの場合 選手・監督（高校野球は責任教師も含む）のみ、前日の14時までキャンセル可（返金率100%、別途振込手数料を差し引く）とする。 ※返金に伴い弁当調製施設の負担が生じる場合の補償については、別途市実行委員会と弁当調製施設間の協議の上、事務局長が定めることとする。</p>	中止決定時期	返金率 (別途振込手数料を差し引く)	弁当提供8日前まで	100%	7日前～前日午前	50%	前日午後以降	返金なし
中止決定時期	返金率 (別途振込手数料を差し引く)								
弁当提供8日前まで	100%								
7日前～前日午前	50%								
前日午後以降	返金なし								
理 由	<p>先催事例に倣い、概ね同程度の条件としたもの。変更した点は以下のとおり。</p> <p>(1)先催では、荒天による競技中止日には引換も返金もしない事例が多いが、フードロス削減の観点から可能な限り引換し、弁当引換所を開設できない場合は返金対応とする。</p> <p>(2)負け帰りに伴うキャンセルの締切時間は開催地や競技によって異なっており、16～17時の事例が多くみられるが、15時過ぎに職員を退社させる弁当調製施設が多い当市の都合を踏まえ設定した。</p>								
メリット	・負け帰りによるキャンセル期限を早い時間に設定することにより、弁当調製施設が余裕をもって対応できる								
デメリット	<p>・負け帰りによるキャンセルにより、市の負担が増える。</p> <p>・キャンセル期限を気にして、斡旋弁当の注文が減る可能性がある。</p>								